

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月9日 午後1時35分～午後2時15分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 18名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 非農地証明交付について

4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳	2番	新 開 文 則
3番	河 野 正 春	4番	河 野 義 明
5番	原 田 龍三郎	7番	野 田 惠 次
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	田 崎 明	11番	嶋 芙 沙 子
12番	木 下 正 信	13番	大 城 祐 吉
14番	中川原 大 吉	15番	河 野 和 夫
16番	平 川 弘 義	17番	内 藤 秋 彦
18番	池 田 正 幸	19番	徳 永 順 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（16名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和	22番	森 静 男
23番	石 橋 直 幸	24番	江 崎 須 三 信
28番	上 原 充	29番	松 尾 一 則
30番	柿 原 廣 典	31番	坂 梨 誠 治
32番	河 野 通 成	33番	川 口 広 樹
34番	大 城 政 英	35番	山 下 久 弥
36番	古 賀 勝 利	37番	武 藤 睦 夫
38番	末 吉 智 宣	39番	岩 屋 明

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸
事務局 係長 相 地 智 輝
事務局 田 中 砂 希

午後1時35分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年7月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号13番大城祐吉委員、同じく14番中川原大吉委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

双方の関係はおじとおいごの関係になっております。それで、以前からキウイとかミカンとかを作ってあられますので、何ら問題ないと判断していますので、皆様方の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

譲受人がもう何年も前から耕作をしておりまして、今回、譲渡人のほうが年を取ってきて、息子さんがいるんですけど、よそに住んでおって、土地を残してくれるなということで今回の売買に至ったわけでございます。地元推進委員としては問題がないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

これも譲受人がもう何年もここを耕作しておりまして、さっきと同じ理由で売買ということになりました。地元推進委員としては問題がないと思われまますので、皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

6月28日に申請者及び現地などを確認しましたが、地元委員としては問題ないと思われるので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。この土地は、譲受人の家のそばの周りの土地ということで何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○30番（柿原）

現地と書類、申請書等については何も問題ないと思っておりますが、議案書でも分かりま
すように、申請人と譲受人については地区外の方であって、私的なことを申し上げますと、
全表面識もないというふうなことで、素性も分からないというような状況でございますし、
この案件については、現地が住宅地のだ真ん中ということもありまして、周りは家に囲まれ
て、農地の広がりというとは全然感じられないというふうな状況でございますし、畑の隅に
は、基本的に今までは荒れた状態になっておりましたけれども、不動産屋の看板が入って
おるというようなことで、今まではこういうことはあまりなかったかと思いますが、今後は
こういうふうな事案が出てくる可能性があるかなというふうに考えております。

いろいろ心配事もありましたので、事務局と相談して、今耕作してある現地とかにちょっ
と確認作業をお願いして行ってもろうたところですが、現地、南関ということですが、
今耕作してある分についてはしっかり管理をしてあるというふうなことでございま
すけれども、実際、当人がしてあるかどうかというところまでは確認できておりませ
ん。譲受人については、御夫婦で介護の仕事をしてあるということで、心配すると切りが
ありませんが、果たして大丈夫かなというふうなこともちょっと考えておるところです。

そういうことで、今後はこういうふうな事案が出てくるかと思えますし、ただただ書類
だけの審査ではどうなのかなというふうに感じておるところです。

それで、今後について、みやまの農業委員会として、ただ事務的に処理するだけではなく
て、何らかの対応策ということを検討、考えを持っておく必要があるかなというふう
に考えておりますので、併せまして御審議方よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

すみません、事務局のほうから。

○事務局（相地）

柿原委員、貴重な御意見ありがとうございます。委員さんが言われるように、今後、こ
ういった事案が増えることかと思われます。そういった中で、このまま事務処理だけで
いいかという、そうではないと思っておりますので、今後、専門委員会とかで話し合
いができればという

ふうにご考えておりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（徳永）

やはりみんなで考えていかなくちやいけない問題だと思っておりますので、今後、いろいろ御協力いただくこともあると思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○32番（河野）

これは親子間の贈与ということで、現在息子さんが農業をされておりますので、地元委員としては何ら問題ないと考えております。皆さん方の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○11番（嶋）

これは譲受人のすぐ隣の田んぼです。そして間のあぜを崩して広い1枚の田んぼにしております。別に問題はないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、法人への貸付けによるもので条件を満

たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（末吉）

後継者がおらして野菜とかを作ろうもので、別に問題はないと思います。よろしくお願ひ
します。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第12号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に貸資材置場を建設するために転用するも
のです。

東は道路、西も道路、北は雑種地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありま
せん。

水利関係は、地元農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（山下）

申請書に基づきまして、7月6日に地元委員2名と事務局2名、農地委員3名で現地を確認いたしました。地元委員としては何ら問題ないと思います。皆様方の審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（河野）

今、地元委員さんも述べられましたとおり、私たちも現地を確認いたしましたところ、問題ないと思います。皆さんの御審議お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第13号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は道路、西も道路、北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、東側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

7月6日にほかの委員さんたちと一緒に現地確認しましたが、別に問題ないと思われま
るので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（河野）

これも今、地元委員さんから御説明ありましたように、現地を確認いたしましたところ、
何ら問題ない場所でありますので、皆さんの御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定
いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種
農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は宅地及び山林、西は道路、北も道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートは
ありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側側溝へ放流します。

雨水排水については、自然流下及び北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○32番（河野）

今月の6日に農地委員の皆さん、それから事務局、地元委員で現地を確認しましたが、地元推進委員としましては何ら問題ないと判断しておりますので、皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

ここも現地を確認いたしましたところ、事務局、そして地元委員さんも述べられましたとおり、何ら問題ない場所だと思われまます。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に資材置場を建設するために転用するものです。

東は道路、西は田及び道路、北も道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結

果、了承済です。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、東側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○39番（岩屋）

ここは昔酒屋の後で、今度売買で資材置場になるそうなんですけれども、ここは周りが道路と水路に囲まれて何ら問題ないと思います。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（河野）

農地委員会のほうとしても、今、地元委員さんが述べられましたように、周りも現在道路で囲まれた場所でありました。何ら問題ないと思われまます。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第14号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第15号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は、田7万5,816平方メートル、畑6万9,874平方メートル、合計14万5,690平方メートルで、件数は33件、筆数は92筆となっております。

期間借地は、田1,640平方メートルで、件数は1件、筆数は1筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書15ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが1件となっております。

内容につきましては、次の16ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

番号13番について、譲受人は新規に農業を始められる方でございます。

農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○農政委員長（池田）

先日、農政委員会並びに地元委員、事務局で面談を行いました。御本人さんは3年前ぐらいから休日を利用してナスビの研修に行っていらっしゃいまして、3年間かけて力をつけて、今から自分のほうで新規就農をしていくそうです。御夫婦でまだ27歳で、若くてこれから先将来がある方ですので、とにかく体に気をつけて頑張ってくださいとっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第15号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第15号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、1件の取消しを受け付けております。申請人は贈与により所有権移転をしておりましたが、自己都合により取消しを行うものです。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が8件出されております。内容については、自作が6件、設定が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、非農地証明交付について、1件の交付を行っております。令和3年6月10日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、総務委員会からの意見をお願いします。

○総務委員（大城）

総務委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆さんの審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時15分 閉会